

ケアハウス あいの里竜間 利用料規程

「ケアハウスあいの里竜間」を利用される場合には、「利用料」が必要です。
「利用料」の内容は、「管理費」・「生活費」・「事務費」・「水道光熱費等」です。

「管理費」

施設の建設に要した費用の利用者負担金で、利用開始時に支払う「一時払管理費」と毎月支払う「月割払管理費」の組合せで、「一括方式」・「併用方式」・「分割方式」でお支払頂きます。

「一時払管理費」は、利用者が負担する建設費(6,173,755円)の全額、または一部を利用開始時にお支払頂きます。

「月割払管理費」は、利用者が負担する建設費(6,173,755円)から「一時払管理費」を差し引いた金額と借入金の利息の合計金額を20年(240ヶ月)で分割納入頂くものです。

「管理費」の方式別のお支払金額は下記の表のようになります。

支払方法	一括方式	併 用 方 式				分割方式	備 考
一時払管理費	6,173,700	5,000,000	3,000,000	2,000,000	1,000,000	0	
負担建設費の残額	0	1,173,755	3,173,755	4,173,755	5,173,755	6,173,755	
借入金利息分	0	430,527	503,885	540,803	577,722	584,250	
月割払で支払う 合計額	0	1,604,282	3,677,640	4,714,558	5,751,477	6,758,005	
月割払管理費	0	6,600	15,300	19,600	23,900	28,100	

「一時払管理費」の返還について

利用開始後20年に満たないで契約を解除し退去される場合は、20年(240ヶ月)の均等償却方式で返還致します。1ヶ月の返還金額に未経過の月数を乗じた金額を1ヶ月以内に返還します。

例えば、入居後5年(60ヶ月)経過で退去された場合の返還金額は、

一時払管理費	6,173,700	5,000,000	3,000,000	2,000,000	1,000,000	0	備 考
1ヶ月の返還金額	25,720	20,830	12,500	8,330	4,160	0	
5年経過後の 返還金額	4,629,600	3,749,400	2,250,000	1,499,400	748,800	0	

「月払利用料」は、①「月割払管理費」②「生活費」③「事務費」④「水道光熱費等」の合計金額です。

①「月割払管理費」は、

「一時払管理費」が6,173,700円の方は、月額 0円

「一時払管理費」が5,000,000円の方は、月額 6,600円

「一時払管理費」が3,000,000円の方は、月額15,300円

「一時払管理費」が2,000,000円の方は、月額19,600円

「一時払管理費」が1,000,000円の方は、月額23,900円

「一時払管理費」が 0円の方は、月額28,100円 です。

②「生活費」は、食事などの費用です。国により基準が定められ平成28年4月1日より適用の金額は、月額46,090円です。

※入院等で1日単位で食事などを取られない場合は、1日について1,515円を差し引きます。
(1日単位の生活費 46,090円×12ヶ月÷365日=約1,515円)

③「事務費」は、施設運営に係る人件費等の事務的経費です。国の基準による階層区分により、本人からの事務費徴収額が右記の表のように定められています。

★対象収入は、各種(社会保険料、所得税、医療費、介護負担金)の控除後の金額です。控除しますので、領収書を提出ください。

※夫婦で入居される場合で、前年度の対象収入が150万円以下の場合の事務費は、お一人分が7,000円となります。

区分	対象収入による階層区分	本人からの事務費徴収額	備考
1	～150万円	10,000	
2	150万1円～160万円	13,000	
3	160万1円～170万円	16,000	
4	170万1円～180万円	19,000	
5	180万1円～190万円	22,000	
6	190万1円～200万円	25,000	
7	200万1円～210万円	30,000	
8	210万1円～220万円	35,000	
9	220万1円～230万円	40,000	
10	230万1円～240万円	45,000	
11	240万1円～250万円	50,000	
12	250万1円～260万円	57,000	
13	260万1円～270万円	64,000	
14	270万1円～280万円	71,000	
15	280万1円～290万円	78,000	
16	290万1円～300万円	85,000	
17	300万1円～310万円	92,000	
18	310万1円以上	全 額	

④「水道光熱費等」は、電気・水道・給湯用ボイラーの燃料(灯油)等の実績額を按分して算出し月額21,000円を徴収します。

小遣い・日用品費・電話料金・新聞代等の個人的な費用は含まれておりません。

※「月払利用料」は、下記のようになります。

対象収入が区分1 =「事務費」負担額10,000円として計算しますと…………。

一時払管理費	月割払管理費	生活費	事務費	水道光熱費等	1カ月の納入金額	備考
6,173,700	0	46,090	10,000	21,000	77,090	
5,000,000	6,600	46,090	10,000	21,000	83,690	
3,000,000	15,300	46,090	10,000	21,000	92,390	
2,000,000	19,600	46,090	10,000	21,000	96,690	
1,000,000	23,900	46,090	10,000	21,000	100,990	
0	28,100	46,090	10,000	21,000	105,190	

(単位;円)

⇒「生活費」・「事務費」は、国(厚生労働省)によって改訂される場合があります。

「水道光熱費等」も必要に応じて改訂する場合があります。

その場合は1カ月の「月払利用料」は改訂されます。

この内容は、平成28年4月1日現在のものです。